

令和8年2月13日

第475回白石市議会定例会議案書

目 次

報 告

報告第 1 号	損害賠償額の決定及び和解について	・・・	2
---------	------------------	-----	---

議 案

議案第 1 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	・・・	5
---------	----------------------	-----	---

議案第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	6
---------	-----------------------------	-----	---

議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 4 号） （令和 7 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	7
---------	--	-----	---

議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 1 号） （令和 7 年度白石市一般会計補正予算）	・・・	8
---------	--	-----	---

議案第 5 号	（仮称）道の駅しろいし整備事業に関する事業契約の変更について	・・・	9
---------	--------------------------------	-----	---

議案第 7 号	旧白石市いきいきプラザ解体工事請負契約の締結について	・・・	10
---------	----------------------------	-----	----

議案第 8 号	白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更について	・・・	11
---------	---------------------------------	-----	----

議案第 9 号	財産の取得について	・・・	12
---------	-----------	-----	----

議案第 10 号	白石市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例	・・・	13
----------	--------------------------------	-----	----

議案第 11 号	白石市総合計画審議会条例の一部を改正する条例	・・・	16
----------	------------------------	-----	----

議案第 12 号	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	18
----------	--------------------------	-----	----

議案第 13 号	白石市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	・・・	21
----------	---------------------------	-----	----

議案第 14 号	白石市道路占用料条例の一部を改正する条例	・・・	32
----------	----------------------	-----	----

議案第 15 号	白石市公共物管理条例の一部を改正する条例	・・・	44
----------	----------------------	-----	----

議案第 16 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	52
----------	--------------------------------	-----	----

議案第 17 号	白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例	・・・	56
----------	-------------------------	-----	----

議案第 18 号	白石市都市公園条例の一部を改正する条例	・・・	60
----------	---------------------	-----	----

議案第 19 号	白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	・・・ 63
議案第 20 号	白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例	・・・ 66
議案第 21 号	白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 68
議案第 22 号	白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 70
議案第 23 号	白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 72
議案第 24 号	白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	・・・ 74
議案第 25 号	白石市米寿祝金支給条例の一部を改正する条例	・・・ 76
議案第 26 号	白石市道路線の廃止について	・・・ 78
議案第 27 号	白石市道路線の認定について	・・・ 79

報 告

報告第 1 号

損害賠償額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

(写)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年12月15日

白石市長 山 田 裕



道路沿線上による物損事故に係る損害賠償額の決定について

令和7年7月23日、午後7時00分頃、白石市斎川字大蔵内30番地1先、市道大蔵内線沿線上で発生した舗装の一部欠落・沈下による物損事故について、下記のとおり損害賠償額を決定する。

記

- | | |
|------------|----------|
| 1 損害賠償の額 | 91,730円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 住所
氏名 |

議 案

議案第 1 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 遠 藤 信 利

生年月日

住 所

氏 名 村 上 文 男

生年月日

住 所

氏 名 阿 部 明 子

生年月日

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 岡 千 恵 子

生年月日

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度白石市一般会計補正予算（専決第14号）

（令和7年12月25日専決）

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年度白石市一般会計補正予算（専決第1号）

（令和8年1月19日専決）

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 5 号

(仮称)道の駅しろいし整備事業に関する事業契約の変更について

令和6年9月27日に議決された第469回白石市議会定例会議案第73号(仮称)道の駅しろいし整備事業契約の締結についてを次のとおり変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年白石市条例第9号)第2条の規定により議会の議決を求める。

記

契約の金額中「59億9,059万6,000円」を「64億1,244万6,000円」に改める。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 7 号

旧白石市いきいきプラザ解体工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和7年度 旧白石市いきいきプラザ解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1億6,610万円 |
| 4 | 契約の相手方 | 白石市字白石沖9番地1
仙周工業株式会社
代表取締役 佐藤 周司 |

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 8 号

白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更について

平成27年2月17日に議決された第414回白石市議会定例会第2号議案白石市学校給食センター整備運営配送事業に係る契約の変更についてを次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記

契約の金額中「28億788万1,600円」を「28億3,577万1,600円」に改める。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第 9 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年白石市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 取得物件 白石消防署建設用地
所在：白石市大平中目字中田31番1、33番9、
40番2、41番3、65番2、66番1、
66番3、69番、71番1、72番、73番
白石市大平中目字南田1番1
地目：雑種地
地積：6,688㎡
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得予定価格 1億1,035万2,000円
- 4 取得の相手方 白石市大手町1番1号
白石市土地開発公社
理事長 村上 忠則
- 5 取得の目的 白石消防署建設用地として

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

議案第10号

白石市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、白石市立幼稚園の教育職員の給与その他の勤務条件に関する特別措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、白石市立幼稚園の園長、主幹教諭、主任教諭、技術主査及び教諭をいう。

(教職調整額の支給等)

第3条 教育職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。以下同じ。）には、その者の給料（白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号。以下「給与条例」という。）第2条の給料をいう。以下同じ。）の月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

3 教育職員には、給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しない。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 給与条例（第10条の3、第20条、第21条及び第27条の規定に限る。）

(2) 白石市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和35年白石市条例第32号）

(3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される白石市職員の処遇等に関する条例（平成10年白石市条例第22号）

(4) 白石市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年白石市条例第18号）

(5) 白石市職員の修学部分休業に関する条例（令和7年白石市条例第3号）

（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）

第5条 教育職員については、正規の勤務時間（白石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年白石市条例第15号）第2条から第5条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、休日等（給与条例第16条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下同じ。）は命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 園児の実習に関する業務
 - (2) 幼稚園行事に関する業務
 - (3) 教職員会議に関する業務
 - (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務
- （委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

白石市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

白石市総合計画審議会条例（昭和45年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山田 裕一

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「6,500円」の次に「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）」を加える。

第11条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 白石市内の住宅について住居手当を受けている職員に対する前項の規定の適用については、同項第2号中「1万1,000円」とあるのは、「1万6,000円」とする。

第13条第2項第1号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれの次に」を「3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号ただし書及びアからケまでを削り、同条第3項中「次項」を「第5項」に改め、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則

で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第15条、第16条及び第17条中「第18条の2」を「第18条」に改める。

第18条中「に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。」を「から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当並びに特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に1.2を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから規則に定める時間を減じたもので除して得た額とする。」に改める。

第18条の2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第13号

白石市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員等の旅費に関する条例（昭和43年白石市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第17条）

第3章 雑則（第18条—第26条）

附則

第2条第1項第4号中「職員については」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には」、「又は居所）」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項に次の1号を加え、同条第2項を削る。

（6）旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条第6項中「その出発前に」を「、」に、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「損失となった」を「損失となる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「できる者が」を「できる者が、」に、「交通機関の事故に」を「天災その他規則で定める事情に」改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費に代えて、当該旅行役務提供者

に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項を記載又は記録をするいとまがない場合にはこの限りではない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改める。

第6条を削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき」を加え、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、同条を次のように改める。

（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払

をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。
この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第7条の次に次の条を加える。

第2章 旅費の種目及び内容

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容について

ては、この章の定めるところによる。

第9条から第26条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき、最下級の直近上位の級の運賃の額

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる

一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運航する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(4) 自家用自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号に規定する軽車両であつて、自己の用に供するものをいう。）を利用する移動に要する費用

(5) 前4号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「財務省令」という。）別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、財務省令別表第3に規定する1夜当たりの定額とする。

(渡航雑費)

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第17条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第19条 第3条第2項第2号又は第4号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第20条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が市長に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第21条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第12条第1項第4号に掲げる費用を除く。）に係る旅費の支給額は第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条第1項第1号から第3

号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(この条例に定めのない事項)

第22条 この条例に規定するもののほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により支給する。

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 任命権者は、職員について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項及び第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項及び第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例若しくは

この条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第27条から第37条までを削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白石市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の白石市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第4号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、

当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「。以下「旅費条例」という。」を削り、同条第3項を削る。

議案第14号

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市道路占用料条例の一部を改正する条例

白石市道路占用料条例（昭和47年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「

占用物件		単位	占用料 (単位 円)
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	4
	地下に設ける電線そ の他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	780
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		330
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	590
その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	780	

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			230
	外径が1メートル以上のもの			470
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	780
法第32条第1項	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

第5号に掲げる施設	階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
	階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		290	
	地下に設ける通路		180	
	その他のもの		780	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		6	
	その他のもの		59	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕（令第7条第4	祭礼、縁日その他	その面積1平方メートルにつき1日	6

	号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	の催しに際し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		290
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額

	を除く。) に設けるもの	のもの 階数が3 以上のもの	を乗じて得た額 Aに0.007 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015 を乗じて得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015 を乗じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる 施設	トンネルの上又は自 動車専用道路（高架 のものに限る。）の 路面下に設けるもの		Aに0.022 を乗じて得た額

上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額

」を「

占用物件	単位	占用料 (単位 円)	
法第32 条第1項 第1号に 掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱		810
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		470
	第2種電話柱		750
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		47
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	5
	地下に設ける電線そ の他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	460
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	280
	変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年	940
	郵便差出箱及び信書 便差出箱		390
広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	580	
その他のもの	占用面積1平方メ	940	

			メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			56
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			280
	外径が1メートル以上のもの			560
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	940	
法第32	地下街及	階数が1		Aに0.004

条第1項 第5号に 掲げる施 設	び地下室	のもの		を乗じて得た額
		階数が2 のもの		Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3 以上のも の		Aに0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		290	
	地下に設ける通路		180	
	その他のもの		940	
法第32 条第1項 第6号に 掲げる施 設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの		占用面積1平方メ ートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メ ートルにつき1月	58
道路法施 行令（昭 和27年 政令第4 79号。 以下「令 」という 。）第7 条第1号 に掲げる 物件	看板（ア ーチであ るものを 除く。）	一時的に 設けるも の	表示面積1平方メ ートルにつき1月	58
		その他の もの	表示面積1平方メ ートルにつき1年	580
	標識		1本につき1年	750
	旗ざお	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	1本につき1日	6
		その他の もの	1本につき1月	58
	幕（令第	祭礼、縁	その面積1平方メ	6

	7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	メートルにつき1日	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580
	その他のもの	290		
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	940
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	58
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				94
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.018を乗じて得た額
	地下（トンネルの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

	上の地下を除く。) に設けるもの	階数が2のもの 階数が3以上のもの	Aに0.006 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.026 を乗じて得た額
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017 を乗じて得た額
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.017 を乗じて得た額
令第7条 第11号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの		Aに0.024 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026 を乗じて得た額
令第7条 第13号 に掲げる	トンネルの上又は自 動車専用道路（高架 のものに限る。）の		Aに0.024 を乗じて得た額

施設	路面下に設けるもの	
	上空に設けるもの	Aに0.024 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.034 を乗じて得た額

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の白石市道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

議案第15号

白石市公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山田 裕一

白石市公共物管理条例の一部を改正する条例

白石市公共物管理条例（昭和47年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「

形態又は種類		単位	使用料 (単位 円)
柱類	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4
地下に設ける電線その他の線類			2
地上に設ける変圧器		1個につき1年	380
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	230
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	780
郵便差出箱及び信書便差出箱			330
広告塔及び広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	590
地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		93
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230
	外径が1メートル以上のもの		470
露店又は商品 置場等	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	使用面積1平方 メートルにつき 1日	6
	その他のもの	使用面積1平方 メートルにつき 1月	59
看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	59
	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	590
標識		1本につき1年	620
旗ざお	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	6

	その他のもの	1本につき1月	59
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
	その他のもの		290
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートルにつき1年	780
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場		使用面積1平方メートルにつき1月	59
通路橋		使用面積1平方メートルにつき1年	170
通路			100
その他の土地使用			土地評価額の4パーセント
土砂等の採取	土砂	採取量1立方メートルにつき	150
	砂		170
	切込砂利		180
	砂利（径8センチメートル未満のもの）		200
	栗石（径8センチメートル以上15センチメートル未満のもの）		200

	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの）		230
	転石（径60センチメートル以上のもの）	採取数量1個につき	370

」を「

形態又は種類		単位	使用料 (単位 円)
柱類	第1種電柱	1本につき1年	530
	第2種電柱		810
	第3種電柱		1,100
	第1種電話柱		470
	第2種電話柱		750
	第3種電話柱		1,000
	その他の柱類		47
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
地下に設ける電線その他の線類			3
地上に設ける変圧器		1個につき1年	460
地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルにつき1年	280
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	940
郵便差出箱及び信書便差出箱			390
広告塔及び広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	580

地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		280
	外径が1メートル以上のもの		560
露店又は商品置場等	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1月	58
看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	58
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	580

標識		1本につき1年	750
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
	その他のもの	1本につき1月	58
幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	58
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	580
	その他のもの		290
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートルにつき1年	940
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場		使用面積1平方メートルにつき1月	58
通路橋		使用面積1平方メートルにつき1年	170
通路			100
その他の土地使用			土地評価額の4パーセント
土砂等の採取	土砂	採取量1立方メートルにつき	150
	砂		170
	切込砂利		180
	砂利（径8センチメートル未満のもの）		200
	栗石（径8センチメ		200

	一トール以上15センチメートル未満のもの)		
	玉石（径15センチメートル以上60センチメートル未満のもの）		230
	転石（径60センチメートル以上のもの）	採取数量1個につき	370

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市公共物管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第16号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山田 裕一

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年白石市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「

種別		単位	使用料
第1種電柱		1本につき	430円
第2種電柱		1年	670円
第3種電柱			900円
第1種電話柱			390円
第2種電話柱			620円
第3種電話柱			850円
その他の柱類			39円
共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき 1年
地下に設ける電線その他の線類		2円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき 1年	780円
郵便差出箱及び信書便差出箱			330円
地下埋設管類（公共性のあるものに限る。）	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		35円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		47円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		70円

外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	93円
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	160円
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	230円
外径が1メートル以上のもの	470円

」を「

種別	単位	使用料
第1種電柱	1本につき	530円
第2種電柱	1年	810円
第3種電柱		1,100円
第1種電話柱		470円
第2種電話柱		750円
第3種電話柱		1,000円
その他の柱類		47円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メー	5円
地下に設ける電線その他の柱類	トルにつき 1年	3円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につき 1年	940円
郵便差出箱及び信書便差出箱		390円
地下埋設 管類（公 共性のあるもの に限る。）	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メー トルにつき
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	1年
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	

外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	56円
外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	85円
外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	110円
外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	200円
外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	280円
外径が1メートル以上のもの	560円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第17号

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市材木岩公園等設置条例の一部を改正する条例

白石市材木岩公園等設置条例（平成3年白石市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号、第2号及び第3号の表を次のように改める。

(1) 面積を単位として利用を認める場合

区分	単位	金額
露店、興行等の敷地	1平方メートルにつき1日	6円
上空に設ける通路	1平方メートルにつき1年	290円
地下に設ける通路		180円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場	1平方メートルにつき1月	58円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	940円

(2) 箇数を単位として使用を認める場合

区分	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	530円
第2種電柱		810円
第3種電柱		1,100円
第1種電話柱		470円
第2種電話柱		750円
第3種電話柱		1,000円
その他の柱類		47円
標識		750円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940円
郵便差出箱及び信書便差出箱		390円

(3) 長さを単位として使用を認める場合

	区分	単位	金額
--	----	----	----

地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	20円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		280円
	外径が1メートル以上のもの		560円
共架電線その他上空に設ける線類			5円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市材木岩公園等設置条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行の前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第18号

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市都市公園条例の一部を改正する条例

白石市都市公園条例（昭和46年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

公園施設を設け、又は都市公園を占用する場合の使用料

1 面積を単位として利用を認める場合

区分	単位	金額
露店、興行等の敷地	1平方メートルにつき1日	6円
上空に設ける通路	1平方メートルにつき1年	290円
地下に設ける通路		180円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び材料置場	1平方メートルにつき1月	58円
その他のもの	1平方メートルにつき1年	940円

2 箇数を単位として使用を認める場合

区分	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	530円
第2種電柱		810円
第3種電柱		1,100円
第1種電話柱		470円
第2種電話柱		750円
第3種電話柱		1,000円
その他の柱類		47円
標識		750円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	940円
郵便差出箱及び信書便差出箱		390円

3 長さを単位として使用を認める場合

	区分	単位	金額
--	----	----	----

地下埋設管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		280円
	外径が1メートル以上のもの		560円
共架電線その他上空に設ける線類			5円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、施行の日前日までに徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議案第19号

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の6.64」に改める。

第5条中「23,000円」を「29,000円」に改める。

第5条の2第1号中「22,000円」を「19,000円」に改め、同条第2号中「11,000円」を「9,500円」に改め、同条第3号中「16,500円」を「14,250円」に改める。

第6条中「100分の2.8」を「100分の2.84」に改める。

第7条の2中「9,600円」を「12,300円」に改める。

第7条の3第1号中「7,000円」を「8,100円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「4,050円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「6,075円」に改める。

第8条中「100分の2.0」を「100分の2.27」に改める。

第9条の2中「9,400円」を「11,600円」に改める。

第9条の3中「4,800円」を「5,800円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「16,100円」を「20,300円」に改め、同号イ（ア）中「15,400円」を「13,300円」に改め、同号イ（イ）中「7,700円」を「6,650円」に改め、同号イ（ウ）中「11,550円」を「9,975円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「8,610円」に改め、同号エ（ア）中「4,900円」を「5,670円」に改め、同号エ（イ）中「2,450円」を「2,835円」に改め、同号エ（ウ）中「3,675円」を「4,252円」に改め、同号オ中「6,580円」を「8,120円」に改め、同号カ中「3,360円」を「4,060円」に改め、同項第2号ア中「11,500円」を「14,500円」に改め、同号イ（ア）中「11,000円」を「9,500円」に改め、同号イ（イ）中「5,500円」を「4,750円」に改め、同号イ（ウ）中「8,250円」を「7,125円」に改め、同号ウ中「4,800円」を「6,150円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「4,0

50円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「2,025円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「3,037円」に改め、同号オ中「4,700円」を「5,800円」に改め、同号カ中「2,400円」を「2,900円」に改め、同項第3号ア中「4,600円」を「5,800円」に改め、同号イ（ア）中「4,400円」を「3,800円」に改め、同号イ（イ）中「2,200円」を「1,900円」に改め、同号イ（ウ）中「3,300円」を「2,850円」に改め、同号ウ中「1,920円」を「2,460円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,620円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「810円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050円」を「1,215円」に改め、同号オ中「1,880円」を「2,320円」に改め、同号カ中「960円」を「1,160円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,450円」を「4,350円」に改め、同号イ中「5,750円」を「7,250円」に改め、同号ウ中「9,200円」を「11,600円」に改め、同号エ中「11,500円」を「14,500円」に改め、同項第2号ア中「1,440円」を「1,845円」に改め、同号イ中「2,400円」を「3,075円」に改め、同号ウ中「3,840円」を「4,920円」に改め、同号エ中「4,800円」を「6,150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第20号

白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市消防団員に関する条例の一部を改正する条例

白石市消防団員に関する条例（昭和29年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

- 2 職務上特別な技能を要する団員に対し、特別報酬として技能報酬（ラッパ隊員たる団員に対し支給する報酬をいう。）を支給する。

別表第1の1の表金額の欄中「108,900円」を「141,000円」に、「84,500円」を「110,000円」に、「51,000円」を「66,000円」に、「41,500円」を「54,000円」に、「37,000円」を「48,000円」に、「31,000円」を「40,000円」に「28,000円」を「36,500円」に改める。

別表第1の2技術報酬の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の別表第1の1及び2の規定は、令和8年度以後の年度分の報酬から適用し、令和7年度分以前の報酬については、なお従前の例による。

議案第 2 1 号

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

白石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
26年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 2 号

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 3 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

白石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成27年白石市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第12条中「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める
条例の一部を改正する条例

白石市子どものための教育・保育給付に関する利用者負担額を定める条例
(平成27年白石市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和２年白石市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２３号中「法第４３条第２項」を「法第４３条第４項」に改める。

第１５条第１項第１号中「この号及び次号において」を削る。

第２５条中「児童福祉法第３３条の１０」を「児童福祉法第３３条の１０第１項（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

議案第25号

白石市米寿祝金支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

白石市長 山 田 裕 一

白石市米寿祝金支給条例の一部を改正する条例

白石市米寿祝金支給条例（平成23年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1万円とし、」の次に「現金等又は」を加え、「又は記念品」を「若しくは記念品」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第26号

白石市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

記

路線番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
1024	道の駅しろいし線	白石市大平中 目字中田2番 1地先	白石市大平中 目字西田60 番2地先	1,020.0	12.5 ～ 38.8

令和8年2月13日

白石市長 山田裕一

議案第 27 号

白石市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

記

路線番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
1024	道の駅しろいし線	白石市大平中 目字中田 2 番 1 地先	白石市田町一 丁目 1 3 番 1 地先	2,700.0	10.8 ～ 38.8

令和 8 年 2 月 13 日

白石市長 山 田 裕 一